

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	(3)-6	名 称	民具ふれあい館	分 類	社会教育施設
-----	-------	-----	---------	-----	--------

【施設概要】

所 在 地	中下田142-2											
所 管 課	社会教育・体育課											
設置根拠法令	おいらせ町民具ふれあい館条例											
管理運営形態	直営		指定管理者名		—							
土 地	所有形態		町	敷地面積		865 ㎡						
建 物	所有形態		町	延床面積		163 ㎡						
	築 年 月		H 13 年 3 月		2001 年							
	法定耐用年数		27 年		経過年数		22 年					
	構造		軽量鉄骨ブレース造									
	地上		1 階		避難所指定		指定なし		アスベスト対応		無し	
	地下		— 階		P C B対応		無し		バリアフリー対応		非対応	
	収容人員		— 人		貸出可能単位数				単位			

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	271	252	17	0	58
年間開館日数(日)	359	360	359	359	360
利用単位数(単位)					
開館日あたり平均利用人数(人/日)	1	1	0	0	0
稼働率(%)					

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	施設使用料・手数料	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
支 出	光熱水費	14	15	15	9
	修繕費	0	0	0	69
	委託料	13	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	2,529
	その他	0	0	0	0
	合計	27	15	15	2,607
収 支	△ 27	△ 15	△ 15	△ 2,607	△ 8

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	100	60	882		138
床面積あたり(円/m ²)	166	92	92	15,994	49
開館日あたり(円/日)	75	42	42	7,262	22
人口あたり(円/人)	1	1	1	103	0

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	A	B	B	—	—	A	A	A	A	—

劣化状況の概要

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

良好
劣化

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

良好
劣化

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	昭和40年代に木ノ下郷土研究会が収集した約800点の民具を保管しつつ、見学できるよう展示機能を加え建設された施設である。第一義的に、貴重な遺産である民具を保管するために必要な施設である。資料を見学することにより郷土の変遷や成り立ちに対する理解を深めることができる。特に小学校3年生時に民具を学習するため、町内の小学校に利用されている。当時の民家をイメージした内装を利用して、読み聞かせに利用するなど、町民の文化活動の推進を図る重要な施設である。		
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の 考え方	平成12年度に建設した当該施設は、劣化が始まっている段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられない状態である。 このため、法定耐用年数を迎えた際の施設改築費用16,993千円と、使用目標年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用5,058千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。 【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和19年度に、屋根・外壁塗装を実施予定としている。		
法定耐用年数	27 年（令和 10 年度まで）	目標使用年数	50 年（令和 33 年度まで）
計画期間	35 年（平成 29 年度から 令和 33 年度まで）		
期間設定 の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から23年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【工事履歴・計画】

[illegible]

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。